

氏名(本籍)	かみ 神	や 谷	たく 拓	(和歌山県)
学位の種類	博士(教育学)			
学位記番号	博甲第4725号			
学位授与年月日	平成20年3月25日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
審査研究科	人間総合科学研究科			
学位論文題目	戦後わが国における「教育的運動部活動」論に関する研究			
主査	筑波大学准教授	博士(医学)	野津	有司
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	谷川	彰英
副査	筑波大学准教授	博士(教育学)	甲斐	雄一郎
副査	日本体育大学教授	博士(体育科学)	高橋	健夫

## 論文の内容の要旨

### (目的と方法)

本研究の目的は、これまでに提案された運動部活動指導に関する教育論について分析し、それらの論理構造や共通点(共通する論点)を明らかにして、今後の課題や展望を示すことにある。

ここで取り上げた運動部活動指導に関する教育論は、これまでの学習指導要領で示された方針を参考にしている「必修クラブ」論(文部省)、「自治集団活動」論(城丸章夫)、「教科・体育の発展学習」論(中村敏雄)であり、これらを「教育的運動部活動」論と呼ぶことにした。そして、それぞれの論理構造を明らかにするために、伊藤高弘の「スポーツの3層構造論」を参考に、教育制度的条件、組織・集団活動、運動実践の各視点から捉える「論理構造分析モデル」を開発し、分析を行った。また、「教育的運動部活動」論の共通点を明らかにするために、日本の教育言説の研究を参考に分析を行った。

### (結果および考察)

「教育的運動部活動」論においては、まず、教育制度的条件に関わって、①組織・集団活動や運動実践の指導を念頭に置いた運動部活動の教育課程化(例えば、運動部活動は自治集団活動と教科・体育の発展学習の場であることを明示する)、②学校のクラブ及び部活動と選手の養成・発掘を目的とした活動の区別、また③両活動の試合を区別した「対外試合基準」の設定、そして④施設・設備、手当、指導者、教師の勤務時間に関する条件整備を必要とする。次に、組織・集団活動に関して、自治集団活動の指導を行い、それを運動実践と教育制度的条件に関わらせることが求められ、具体的には①「運動実践に関わる自治」と、②「集団としての自治」の指導、及び③自治集団活動を学校全体に広げること(例えば、一種目複数クラブ・一人多種目参加、全校的なスポーツ組織・集団の設立)が求められる。最後に、運動実践に関して、①教科・体育(「運動文化の継承・発展に関する科学」の学習)と運動部活動を関連づけることによって、②練習の科学化に向けた研究活動や、③研究成果の公表、還元活動を導くことが求められる。なお、研究成果の公表、還元活動は組織・集団活動の改善や、教育制度的条件との関わりを念頭に置いて指導する必要がある。

また、「教育的運動部活動」論の共通点としては、①誰もが参加できるクラブ及び部活動の実施方法、②学校・教師の指導、管理と子どもの自主的活動の融合、③クラブ及び部活動の生活化(学校生活の一部とし

てクラブ及び部活動を位置づける方策), ④対外試合に関する対策があった。

以上の分析結果に基づき, 今後の課題や展望として次の4つについて論じた。

まず, 「論理構造分析モデル」の視点から, 教育制度的条件の整備に関して, 東京都内で行われているDUOリーグを例に挙げ, 誰もが参加できて楽しめる運動部活動には, 多様な対外試合が必要であることを指摘した。また, 組織・集団活動に関しては, 自治集団活動の系統的な指導方法の解明が必要であることと, 教科・体育でスポーツと教育制度的条件(社会的条件)の関係について教える必要があることを指摘した。さらに, 運動実践に関しては, 研究成果の公表, 還元活動に関わる実践研究が必要であることを述べた。

次に, 「教育的運動部活動」論で重視されてきた研究成果の公表, 還元活動を具体化するうえで, アメリカで取り組まれているイントラミューラル・スポーツ(intramural sports)研究が参考になることを指摘した。

さらに, 運動部活動指導に関して学校教育として認められる公務と私事的な活動を整理することを提案した。そして, 公務としては, ①練習の科学化に向けた研究活動の指導, ②研究成果の公表・還元活動の指導(文化祭等で, 部外の生徒に研究成果を公表したり, 部外の生徒のための校内大会を企画, 運営する活動の指導) ③自治集団活動の指導(「運動実践に関わる自治」と「集団としての自治」の指導, 及びそれらを部外に広げる指導) ④全校集団が参加する対外試合・定期戦の企画, 運営に関する指導, が位置づけられるとした。

最後に, 研究成果の公表, 還元活動に関しては, 今日のトップ・アスリートにも求められている活動であり, その指導は間接的なアスリート教育であることを指摘した。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は, 先行研究の批判的検討により「教育的運動部活動」論に着目する意義について明確にし, その上で独自の理論モデルに基づいてこれまでの「教育的運動部活動」論を分析し, 今後の課題や展望について明らかにしたものである。学校での運動部活動が教育制度的に不十分な条件にあり, またその指導に関して勝利至上主義, 封建的組織運営, 非科学的練習等の問題が指摘される中で, 本論文は貴重な知見を示しており, 高く評価される。

よって, 著者は博士(教育学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。